

歯科技工問題は三方一両損で ～ 義歯に補管をつけては? ～

茨城県保険医協会理事 久松 雅彦

全国保険医新聞で「保険で良い歯科医療を」全国連絡会が、歯科技工問題の改善を求めて厚労省に要請を行ったという記事を目にしました。歯科技工士の窮状を打開するためとのことですが、その内容に関して個人的にはどうしても同意しかねる部分を感じました。

最初に、歯科技工問題とは何かということを考えてみましょう。一言でいえば、歯科技工所の経営的、経済的な問題です。歯科技工所の収入はすべて委託技工料によって成り立っていますから、歯科医院からより多くの技工物が発注され、より高い技工料金が支払われることによって収益が良くなるわけです。しかしここで問題になるのは、技工物とは歯科医師が抜歯をしない限り発生しないということです。インレーや単冠などの小さな技工物では、到底、技工所の経営を支えることはできないわけで、どうしてもブリッジや義歯などの欠損補綴が必要になります。

ところが、現在の歯科医療は可能な限り抜歯を回避し、歯の保存とメンテナンスに注力するものになっています。技術の進歩によって歯の生存率が飛躍的に向上したことに加え、歯科医師も過当競争の激化により、患者さんに嫌がられる抜歯という処置は極力選択しないようにしているからです。もし、「あそこの歯医者に行くと、すぐに抜かれるよ」などという噂を立てられようものなら、あっという間に患者さんの足が遠のくことになってしまいますから。

そこで、少ない技工物を受注するために各技工所間で価格競争が発生し、それに負けたところは撤退を余儀なくされてしまいます。要するに、

歯科技工問題というのは、技工物と技工所の需要と供給のバランスによって起こる問題なのです。それを念頭において、全国連絡会が要請している内容を見てみましょう。

大きくわけて5項目の要請を行っていますが、その中でどうしても私が疑問に感じてしまうものが2項目あります。

1つ目は、歯科技工士養成継続のため、養成機関への助成金や奨学金制度の創設を実施せよというもの。現在、歯科技工士の離職率は8割を超えていると聞きました。要するに技工物が少なくなっているのに、それに対する技工士の数が多すぎることです。この状況で、技工士の養成を助成するのでは、更に技工士の供給過剰になり、ますます離職率が高くなるだけではないでしょうか。現に、我々歯科医師も供給過剰状態になっているため、歯学部の実験員数を減らしたり、国家試験の合格者数を制限したりしているわけですから、当然、技工士の養成人数も減らしていく方向にしなければいけないはずですよ。

2つ目は、保険点数による技工物の技術料は、7対3の比率で委託技工料に反映されるべきとの大臣告示を順守せよというもの。これは、歯科医院サイドとしては到底受け入れることはできません。なぜならば、現在の技工物の保険点数には、金バラの逆ザヤによる多額の赤字が含まれているからです。これに加えて、技術料の7割を委託技工料に支払ってしまったら、歯科医院の経営が成り立ちません。全国連絡会は、一応、基礎的技術料の抜本的引き上げも合わせて要求しているようですが、どう考えても、保険点

数の基礎的技術料が7対3を実現するほどアップするとは思えません。それよりも、金バラの逆ザヤ問題をできるだけ早期に、正常な状態に戻すことに尽力したほうが、7対3の実現の近道かと思えます。

そこで私なりの歯科技工問題改善対策を提案したいと思います。それが三方一両損の考え方です。現在、クラウンとブリッジに導入されている補綴物維持管理料を義歯にも付加してもらったらいかがでしょうか。これは一例ですが、義歯に500点の補綴物維持管理料を新設します。現在、義歯の新製は6か月経過しないとできないということになっていますが、それを2年間に伸ばします。何をバカなことをとお叱りを受けるかもしれませんが、私の経験から言うとレジン床義歯でも2年間ならば十分に持ちこたえられると思います。もし、2年の間に義歯が破損した場合は、義歯修理と歯リハ1の点数は算定できませんが、人工歯、クラスプ、バーなど、修理に必要な材料の点数は算定できるものとします。また、新たに欠損歯が発生した場合には、増歯の点数は従来通り算定が可能とします。そして義歯維持管理料の500点(5000円)を、歯科医院2000円、歯科技工所3000円で配分してはどうでしょうか。厚生労働省は500点を出す代わりに、義歯に2年間の維持管理をつけられる。歯科医院は、維持管理料の中から3000円は歯科技工所に支払うが、2000円は収入として残る。歯科技工所は基礎的技術料の7対3の配分はできないが、義歯1床につき3000円の収入増になる。

これってなんとなく、三方一両損のような感じになっていませんか？

この3000円で歯科技工問題が解決するとは思いますが、厚生労働省が大幅な基礎的技術料の引き上げに応じるとは思えません。しかし、クラウン・ブリッジの時も2年間の維持管理の制約をつけるという条件で、結構、良い点数を出してくれたという経緯がありますから、もしかしたら、出してくれるかもしれませんよ、500点。